

はじめに

地球的規模の環境問題が取りざたされているなか、1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「地球サミット」が開催され、人類共通の課題である地球環境の保全等に対する具体的な行動計画（アジェンダ21）が合意されるなど環境問題に対する理解と認識が国際的にも大きな高まりをみせています。

このような中、我が国では地球環境時代に対応した環境行政の基礎となる「環境基本法」が1993年11月国会で可決成立をみております。

また、本市では全国に先駆けて環境行政の理念及び基本原則等を定めた「環境基本条例」を制定し（平成3年12月）、この基本条例の目ざす良好な都市環境の保全・創造等の実現に向けて都市生活型公害の改善、新たな環境問題への対応など研究所の占める役割もますます増大してきております。こうした要請に応えるため、私共職員一同、これまでの業務を通じて得た科学的技術的知見を生かすとともに、技術等の研さんに努め、新たな課題に積極的に取り組み、環境問題の改善に向けて努力してまいり所存でございます。

この度、平成4年度の業務概要と調査研究のまとめとして、川崎市公害研究所年報第20号を刊行いたしましたので、ご高覧のうえご意見ご批判を戴ければ幸いに存じます。

1994年2月

川崎市公害研究所

所長 山田 茂